

## (4) 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

### 1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

### 2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

### 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

### 4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

### 5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

## 基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応

### 1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

「むさしのエコレポート」\*が環境啓発施設の拠点として機能していくため、引き続き市民団体、事業者等が環境啓発の担い手・主体として活躍できる場や機会を提供するとともに、活動に参加しやすい仕組みづくり等、一層の活

動支援に取り組む。

環境フェスタをはじめとした各種イベント・講座等を通じ、環境活動団体や事業者等の活動及び環境配慮行動について情報発信を行うとともに、団体間や市民との交流、協働のきっかけをつくり、多様な主体のネットワークの構築を進め、環境啓発の取組みを推進する。

### 2) 良好な環境整備に向けた取組みの推進

緑は市民の共有財産という理念のもと、地域

の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関心を持つことができる取組みを進める。また、より多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

都市化の進展によって、雨水の地下浸透の減少による水循環機能の低下や気候変動に伴う局地的大雨等の浸水被害リスクに対応するため、引き続き、地下水の涵養等の水循環の保全・回復に向けた取組みや支援を行うとともに、重要性について啓発を行い、公有地や民有地での雨水浸透施設\*の設置等、健全な水循環への行動を促す。また、水循環の機能に加え、良好な景観形成の効果が期待されるグリーンインフラ\*の整備手法や仕組みづくりについて検討する。

## 基本施策2 地球温暖化対策の推進

### 1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成

2050年ゼロカーボンシティ\*実現に向けて、市・市民・事業者が一丸となって取組みを進めていくため、気候市民会議\*における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市民・事業者の行動を後押しする市が担うべき効果的な支援策を検討し、実施する。

全ての市民等が当事者として、地球温暖化対策の具体的な取組みを理解し、行動の変化につながるように、また、事業者が魅力を感じ、継続的に地球温暖化に対する取組みを行うように、仕組みづくりや効果的な仕掛けを検討し、市域全体における取組みの機運を醸成する。

### 2) 公共施設における環境負荷低減の取組み

市民や事業者に対し建築物の省エネ等の取組みを促す観点からも、公共施設の改築等に際し、新たに策定する公共施設環境配慮指針\*に基づき、率先して省エネ等の対策を実

施する。

公共施設の省エネ化等とあわせて電力の再エネ化を推進していくとともに、地域間の連携による再エネ電力調達のスキーム構築も検討する。また、エネルギー地産地消\*プロジェクト事業については、さらなる効率的・効果的なエネルギー利用に向けた運用の最適化とあわせて、環境面だけでなく防災面も踏まえた総合的視点から枠組みの見直しを検討する。

## 基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

### 1) 街路樹等の緑の保全・管理

本市では、自然樹形(樹種本来の形)を生かした街路樹の管理を実施しており、良好な街並み・景観を形成するうえで大きな役割を果たしている。一方で、高木化に伴い根上がり等で通行の支障になっていることに加え、枝葉が民有地へ越境するなどの課題が顕在化してきている。

路線毎に定期的な街路樹診断等を実施し、危険木については、診断等に基づく適切な樹木の保全を進める。また、市のシンボルや景観的な魅力となっている街路樹については、景観及び維持管理の視点から、地域資産として保全する手法を樹種変更も含め検討する。

### 2) 緑の保全・創出・利活用

これまで、市民とともに緑の保全・推進に努めてきたが、時代とともに緑への愛着や重要性に対する意識が変化している。緑は、地域にとって誇れる財産であり、それに対する関心や理解を深めるためにも市民による自助、共助で緑を守り育てる取組みの重要性が高まっている。また、緑ボランティア団体をはじめとする様々な活動主体でメンバーの固定化、高齢化が進んでいる。

緑被率\*の6割を占める民有地の緑の保全と創出とともに、地域の価値を高める緑化、都市に残る貴重な農地の保全に努める。

全域が既存市街地であり住宅等が密集していることから公園緑地の拡充整備が困難になる中、既存公園緑地の民間企業や市民等との連携など柔軟な活用により魅力アップの可能性を検討する。

### 3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備

豊かな街並みを創出するため、点在している緑と水辺を街路樹でつなぐことで重層的な緑と水のネットワークを推進する。

住民一人当たりに対する公園面積の充足に向け、公園空白地域への重点的な整備や既存公園の拡充等を行う。一方で、整備から30年以上が経過した公園緑地が全体の3割を超えるなど既存資源(ストック)の老朽化への対応、高木化、巨木化した樹木への対応等、既存資源(ストック)の効率的・効果的な維持管理を行う。

広域的な緑を支えるための取り組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民の自然とのふれあいを促し、森林資源の利活用と公益的機能の充実を図るため、二俣尾及び奥多摩で森林整備事業を実施してきた。また、森林環境譲与税\*の新たな用途として、カーボン・ニュートラル\*の視点を取り入れ、新規の森林保全事業の立ち上げや森林由来のクレジット\*(環境価値の証書)の購入等によるカーボン・オフセット\*の取り組みを検討する。

## 基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

### 1) ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の推進

新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、ライフスタイルやワークスタイルが変化し、これまで減少傾向にあった市民1日1人当たり

の家庭ごみ排出量は、令和元(2019)年度から増加に転じた。この増加した排出量を減少させるため、ごみ・資源物の発生抑制や排出抑制、ごみ処理の効率化について新たな取り組みを検討する。

また、令和4(2022)年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、市町村に対してプラスチック廃棄物全般を資源として収集することが努力義務化された。再資源化の促進や家庭ごみ収集区分の見直しなど、ごみ減量、環境負荷の低減の観点から容器包装プラスチックと製品プラスチックの分別・収集のあり方について検討するとともに、排出量の削減に取り組む。

## 基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

### 1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

良好な生活環境を保全するため、特に影響の大きい国・東京都や開発事業者等が実施する大規模事業等に対しては、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めていく。

コロナ禍により、在宅時間が長くなり、また近隣関係の希薄化や孤立化が進み、生活関連公害の相談が大幅に増加していることから、市民の意識(譲り合い)啓発を図るとともに、地域における孤立化を防ぐため、様々なチャンネルを活用しながら、地域との顔の見える関係づくりを促していく。

また、いわゆるごみ屋敷や不適正なペット飼育等に起因する周辺環境への影響の深刻化防止や解決に向けて、当事者への福祉的支援も視野に分野横断的な連携を図り、全庁的な取り組みとして実施する。